

加入者向広報「共済だより」

レター

VOL.60/2008 3月号

- 平成20年度の掛金率(見込み)
- 4月から5月にかけて「私学共済 ねんきん特別便」をお送りします
- 退職される皆さんへ — 短期給付・長期給付

「ヘチマ畑」 大阪市 有田 将大(10歳)



表1 平成20年度の掛金率（見込み）

①40歳以上65歳未満の加入者 ()内は、19年度の掛金率 (%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	0.835 (0.879)	0.08	0.12	7.555 (7.599)	11.876 (11.522)	0.08	0.12	12.076 (11.722)	19.631 (19.321)
乙種加入者等〔注〕	6.52	0.835 (0.879)	0.08	0.19	7.625 (7.669)	—	—	—	—	7.625 (7.669)
丙種加入者	—	—	—	—	—	11.876 (11.522)	0.08	0.19	12.146 (11.792)	12.146 (11.792)
任意継続加入者	6.52	0.835 (0.879)	0.08	0.12	7.555 (7.599)	—	—	—	—	7.555 (7.599)

②40歳未満及び65歳以上の加入者 ()内は、19年度の掛金率 (%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	11.876 (11.522)	0.08	0.12	12.076 (11.722)	18.796 (18.442)
乙種加入者等〔注〕	6.52	—	0.08	0.19	6.79	—	—	—	—	6.79
丙種加入者	—	—	—	—	—	11.876 (11.522)	0.08	0.19	12.146 (11.792)	12.146 (11.792)
任意継続加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	—	—	—	—	6.72

〔注〕乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者。

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については、加入者と学校等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額に係る長期掛金に対して補助されます。賞与等の額に係る長期掛金に対して補助はありません。

平成20年度の掛金率は、介護分掛金率が未確定ですが、介護分掛金率を0・835%と見込むと表1のとおりとなります。確定分は、決まり次第私学共済事業ホームページでお知らせするとともに、本誌5月号で掲載する予定です。

1 短期掛金率

①介護分掛金率の改定（見込み）

介護分掛金率は、介護納付金に関する厚生労働省告示から算出される「私学事業団が納付すべき介護納付金」を基にして算定してまいります。

昨年までは2月初旬に告示が示され、2月に開催される共済運営委員会で掛金率改定の了承を受け、3月号でお知らせをしてまいりました。

今年はその告示が例年より遅れていることから、20年度の介護分掛金率については、今後告示が示され次第共済運営委員会の了承を得て確定し、本誌5月号や私学共済事業ホームページでお知らせします。

なお、19年12月21日付けの厚生労働省から本事業団あての事務連絡による数値に基づき算定すると、20年度の介護分掛金率は、現行の0・879%を0・835%に引き下げることを見込んでまいります。

②短期給付分掛金率の据え置き

短期給付分掛金率は、20年度から高

2 長期掛金率

長期給付分掛金率は、共済規程による表2のとおり毎年0・354%ずつ引き上げることになっており、20年度は11・876%となります。

※短期勘定の財政に関する推計結果は、本誌5月号及び私学共済事業ホームページでお知らせします。

年齢医療制度が抜本的に改正されることなどを踏まえ、短期勘定の財政状況を勘案して推計を行った結果、現行の6・52%を据え置くこととしました。

表2 長期給付分掛金率 (%)

期 間	長期給付分掛金率
現 行	11.522
平成20年4月 ～21年3月	11.876 (+0.354)
平成21年4月分 以後	12.230 (+0.354)

()内は、引き上げ率

◎事務費分及び福祉事業分掛金率の改定はありません。

後期高齢者医療制度のスタートにあたって

平成20年4月1日から、75歳以上で日本国内に住所を有する人は、都道府県ごとに設置される広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」の被保険者になります（本誌19年11月号参照）。後期高齢者医療制度の被保険者になると、私学共済制度の短期給付の適用から除外され、以後加入者証等は使用できません。

後期高齢者医療制度の被保険者になる人

- ①75歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者
 - ②65歳以上75歳未満で、広域連合から障害の状態にあると認定された加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者
- ただし、①、②とも日本国内に住所を有しない人を除きます。

ポイント1

加入者が75歳に達すると、同時にその被扶養者も年齢に関係なく取り消されます

加入者が後期高齢者医療制度の被保険者になり、私学共済制度の短期給付の適用から除外されると、それと同時にその被扶養者も年齢に関係なく適用除外（被扶養者の取り消し）となります。75歳未満の被扶養者であった人は、新たに国民健康保険に加入する手続きを行ってください。

	被扶養者 取消年月日	取消後
加入者が後期高齢者医療制度に該当 加入者が20年4月1日以前に75歳に達しているとき (加入者が昭和8年4月1日以前生まれ)	20年4月1日	国民健康保険の被扶養者は加入
加入者が20年4月2日以後に75歳に達するとき (加入者が昭和8年4月2日以後生まれ)	加入者の75歳の誕生日	
加入者が広域連合から障害の状態にあると認定されたとき	加入者が後期高齢者医療制度の適用となった日	

被扶養者が後期高齢者医療制度に該当 被扶養者が20年4月1日以前に75歳に達しているとき (被扶養者が昭和8年4月1日以前生まれ)	20年4月1日	被扶養者は後期高齢者医療制度に加入
被扶養者が20年4月2日以後に75歳に達するとき (被扶養者が昭和8年4月2日以後生まれ)	被扶養者の75歳の誕生日	
被扶養者が広域連合から障害の状態にあると認定されたとき	被扶養者が後期高齢者医療制度の適用となった日	

ポイント2

本事業団に届け出が必要な場合があります

私学共済制度の短期給付の適用から除外されることに伴う学校等や任意継続加入者からの本事業団への届け出は、原則必要ありませんが、次の場合は必要となりますのでご注意ください。

①日本国内に住所を有しない場合

後期高齢者医療制度は国内に住所を有する人に適用される制度であるため、国外在住の人は引き続き私学共済制度の短期給付が適用されます（短期掛金の納付が必要）。「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届書」に日本国内に住所がないことを証する書類を添付のうえ、本事業団に届け出をしてください。

②65歳以上75歳未満の人で広域連合から障害の状態にあると認定された場合

この場合は、75歳未満でも後期高齢者医療制度の被保険者であり、私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届書」に後期高齢者医療制度の被保険者証の写しを添付のうえ、本事業団に届け出をしてください。

ポイント3

積立貯金を利用することができなくなります

積立貯金の利用ができなくなりますので「積立貯金解約請求書」を提出してください。解約の手続きが行われないと預り金となり利息はつきません。

ポイント4

貸付けを利用することができなくなります

新規の貸付けを申し込むことはできません。また、後期高齢者医療制度の被保険者になる前に受けた貸付けは、原則として即時償還になります。ただし、引き続き在職中の場合は、申し出により、定期償還を継続することができます。

4月から5月にかけて

「私学共済 ねんきん特別便」をお送りします

「私学共済 ねんきん特別便」(年金加入記録のお知らせ)は、私学事業団が私学共済制度の年金保険者として、責任をもって自制度の年金加入記録をお知らせするものです。
皆様ご自身でその内容を確認するようお願いいたします。

1. 「私学共済 ねんきん特別便」とは

本事業団で管理している私学共済制度の年金加入記録(資格取得年月日、退職年月日、加入月数、所属学校等)を一覧表にしてお知らせするものです。
※乙種校の加入者期間や任意継続加入

2. 送付の対象となる人

- ①現在、私学共済に加入している人(在職中)
- 加入者ごとに親展封筒に入れた「私学共済 ねんきん特別便」とリーフレットを学校等あて送付します。学校等の共済事務担当者から受け取ってください。

②私学共済の年金を受けている人

本事業団に登録している住所あてに送付します。
なお、遺族の年金を受けている人には、その年金の算定期間として死亡した元加入者の年金加入記録をお知らせします。
※在職中の年金を受けている人は①をご覧ください。

③すでに私立学校を退職した人で、まだ年金を受けていない人(平成9年1月以後に退職した人は本事業団で基礎年金番号を登録しています)

3. 社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」とは

平成19年12月から20年3月を目途に、基礎年金番号と国民年金・厚生年金の記録が結びつく可能性のある人を対象に、社会保険庁から「ねんきん特別便」が送付されます。
また、4月から10月を目途に、年金受給者(国民年金・厚生年金)全員と現役加入者を対象に「ねんきん特別便」が送付される予定です。

社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」にも、一部私学共済制度の年金加入記録が表記されていますが、現在、平成22年の被用者年金制度の一元化に向けた情報共有のために社会保険庁への記録提供を推し進めている最中であり、私学共済制度の年金加入記録のすべてが社会保険庁に登録されていないのが現状です。

このような状況から、社会保険庁と同時期に本事業団や公務員共済から「ねんきん特別便」が送付されます。

私学共済制度の年金加入記録の確認は、本事業団が送付する「私学共済 ねんきん特別便」で行ってください。

(案)



人間ドック利用費用補助事業の基準検査項目及び「人間ドック利用補助金請求書」が変わります ~平成20年4月から~

35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者が人間ドックを利用したときは、年度1回を限度に補助金を支給する事業を行っていますが、平成20年度から始まる特定健康診査等の事業目的と調和を保つため、20年4月から次のとおり変更いたします。

1 基準検査項目の変更

人間ドックの基準検査項目を特定健康診査の健診項目を網羅するよう変更します(表)。

追加項目	質問票
	身長、体重、BMI、腹囲
	LDLコレステロール
修正項目	標準12誘導心電図
削除項目	アポ蛋白
	フルクトサミン
	ガラス板法又は凝集法

2 「人間ドック利用補助金請求書」の変更

変更後の基準検査項目を記載した新たな「人間ドック利用補助金請求書」を作成しました。20年4月1日以後に人間ドックを利用する場合は新用紙を使用してください。

〈注意〉

新用紙は、3月中旬以降に共済事業本部又は各ブロックのガーデンパレス共済業務課（東京ガーデンパレスを除く）に請求又は、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

人間ドック補助事業と特定健康診査との関係

4月からスタートする特定健康診査等の事業（本誌8～9ページ）は、生活習慣病の予防など皆様の健康の保持・増進を目的とした事業であり、私学事業団に義務付けられているものです。

一方、人間ドック利用補助事業は任意で人間ドックを利用した場合の費用の一部を補助する事業です。

今回の変更は特定健康診査等との調和を保つためのものですが、人間ドック利用補助事業は、特定健康診査等と目的や意義において一部重複しますので、今後事業の役割分担を整理し、特定健康診査等と整合性を保つ事業に改善する予定です。

詳細は決まり次第お知らせします。

表 変更後の基準検査項目表 (20年4月1日適用)

検査項目	区分	日帰り人間ドック	1泊2日以上人間ドック	
質問票				
生	身長	○	○	
	体重	○	○	
	BMI	○	○	
	腹囲	○	○	
	血圧	○	○	
理	標準12誘導心電図	○※1	○※1	
	眼底検査	○	○	
	眼圧検査	○	○	
	視力検査	○	○	
X線他	肺機能検査	○※2	○※2	
	胸部X線	○※3	○※3	
	胃X線	○※4	○※4	
生	腹部超音波	○※5	○※5	
	総蛋白	○	○	
	A/G	○	○	
	アルブミン	○	○	
	クレアチニン	○	○	
	尿酸	○	○	
	総コレステロール	○	○	
	HDLコレステロール	○	○	
	LDLコレステロール	○	○	
	学	中性脂肪	○	○
総ビリルビン又は尿ビリルビン		○	○	
GOT		○	○	
GPT		○	○	
γ-GTP		○	○	
ALP		○	○	
血糖 (空腹時)		○	○(負荷)※6	
HbA1c		○	○	
血液		赤血球	○	○
		白血球	○	○
	血色素	○	○	
	ヘマトクリット	○	○	
学	血小板数	○	○	
	MCV	○	○	
	MCH	○	○	
	MCHC	○	○	
血清	CRP	○	○	
	血液型 (ABO, Rh)	○ 初回のみ必須	○ 初回のみ必須	
尿	Hbs抗原	○	○	
	蛋白半定量	○	○	
	尿糖	○	○※6	
	潜血	○	○	
便	沈渣	○※7	○※7	
	比重	○	○	
病理	潜血	○※8	○※8	
	子宮細胞診		○	

※1 負荷試験は任意で実施

※2 努力性肺活量 1秒量

※3 フィルム大角2枚 2方向

※4 胃X-P 4F8枚以上(分割を含む) 発泡剤、鎮痙剤、下剤の使用は任意(胃カメラ可)

※5 検査対象臓器は胆のう・肝臓(脾臓を含む)・脾臓・腎臓とする。ただし、脾臓検出できない時はその旨記載すること

※6 血糖3回、尿糖3回、75gブドウ糖負荷。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」「尿糖」及び「HbA1c」で可

※7 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可

※8 免疫法で実施 2回法が望ましい

20年度から私学事業団等の医療保険者が、生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」といいます）を行うことになっています。

今回は、特定健康診査等の受診にあたって必要となる**受診券と利用券**のイメージについてお知らせします。なお、受診券は6月頃、利用券は判定（階層化）後に送付する予定です。

- 特定保健指導**… 特定健康診査の結果により判定・階層化され、メタボリックシンドロームの該当者・予備群のレベルの人が対象となります。医師・保健師・管理栄養士等のサポートを受けられます。対象者には案内書と利用券等を送付しますので、本事業団の契約する保健指導機関で指導を受けてください。

※費用の自己負担は、当分の間ありません。

利用券の配付 指導が必要と判定された加入者（任意継続加入者を含みます）・被扶養者にお渡しします。加入者の利用券は学校等あてに、被扶養者及び任意継続加入者の利用券は直接本人の住所あてに送付します。

特定保健指導利用券のイメージ（今後、変更する場合があります。）

案 特定保健指導利用券		20××年 月 日交付									
利用券整理番号	○○○○○○○○○○○○										
特定健康診査受診券整理番号	○○○○○○○○○○○○										
受診者の氏名	（※カタカナ表記）										
性別											
生年月日	（※和暦表記）										
有効期限	20××年 月 日										
特定保健指導区分	・ 動機付け支援 ・ 積極的支援										
窓口での自己負担	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>負担額又は負担率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険者負担上限額</td> <td></td> </tr> </table>			負担額又は負担率		保険者負担上限額					
負担額又は負担率											
保険者負担上限額											
（原則、特定保健指導開始時に全額徴収）											
保険者所在地											
保険者電話番号											
保険者番号・名称	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td> </tr> </table>										
			印								
契約とりまとめ機関名											
支払代行機関番号											
支払代行機関名											

注意事項

1. 特定保健指導を利用するときには、この券と加入者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関を受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に利用してください。
4. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
5. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 加入者等の資格が無くなったときは、10日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

information

- ▼**積立貯金制度のあらまし**
 利率 年利0・60%
 （平成20年3月1日現在）
 積立金額単位 千円単位
積立方法
 ① 定時積立金：毎月の給与から控除して積み立て
 ② 臨時積立金：賞与から年3回まで積み立て
 * 臨時積立金だけの積み立ては不可
中断 いつでも自由
解約・払い戻し 月1回
 * 毎月25日締め切り翌月20日送金
積立開始
 ① 定時積立金：6月の給与から
 ② 臨時積立金：夏の賞与等から
申し込み方法
 次の申込書等を勤務する学校等の共

積立貯金のご案内

前期申込期間 4月28日(月)～
5月23日(金)

平成20年度から特定健康診査・特定保健指導が始まります

●特定健康診査…肥満症・高血圧症・脂質異常症・糖尿病及びその合併症・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病に関する健康診査です。

①加入者→学校等の実施する定期健康診断結果を学校等から提出してもらうことにより、特定健康診査を実施したものとみなします。

②被扶養者、任意継続加入者及びその被扶養者→案内書と受診券等を送付しますので、本事業団が契約する健診機関で受診してください。

※費用の自己負担は、当分の間ありません。

受診券の配付 実施年度中に40～74歳になる被扶養者、任意継続加入者及びその被扶養者にお渡します。被扶養者の受診券は学校等あてに、任意継続加入者及びその被扶養者の受診券は直接本人の住所あてに送付します。

特定健康診査受診券のイメージ（今後、変更する場合があります。）

案 特定健康診査受診券

20××年 月 日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)

性別

生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20××年 月 日

健診内容 ・特定健康診査
・その他()

窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	
	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	
	その他(追加項目)	負担額又は負担率	
	その他(人間ドック)	負担額又は負担率 保険者負担上限額	

保険者所在地

保険者電話番号

保険者番号・名称

契約とりまとめ機関名

支払代行機関番号

支払代行機関名

印

注意事項

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と加入者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 加入者等の資格が無くなったときは、10日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

〒 -

印

平成19年度配当金の送金は、6月下旬を予定しています。ついては、すでにお届けいただいたる指定金融機関（保険料振替口座）に口座の解約や改姓による名義変更及び金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、**4月10日(木)まで**に「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。なお、変更の申し出がなかった場合、1か月ほど配当金の送金が遅れるだけでなく、後期分保険料の振り替えができません。自動脱退の扱いとなることもありますので、ご注意ください。

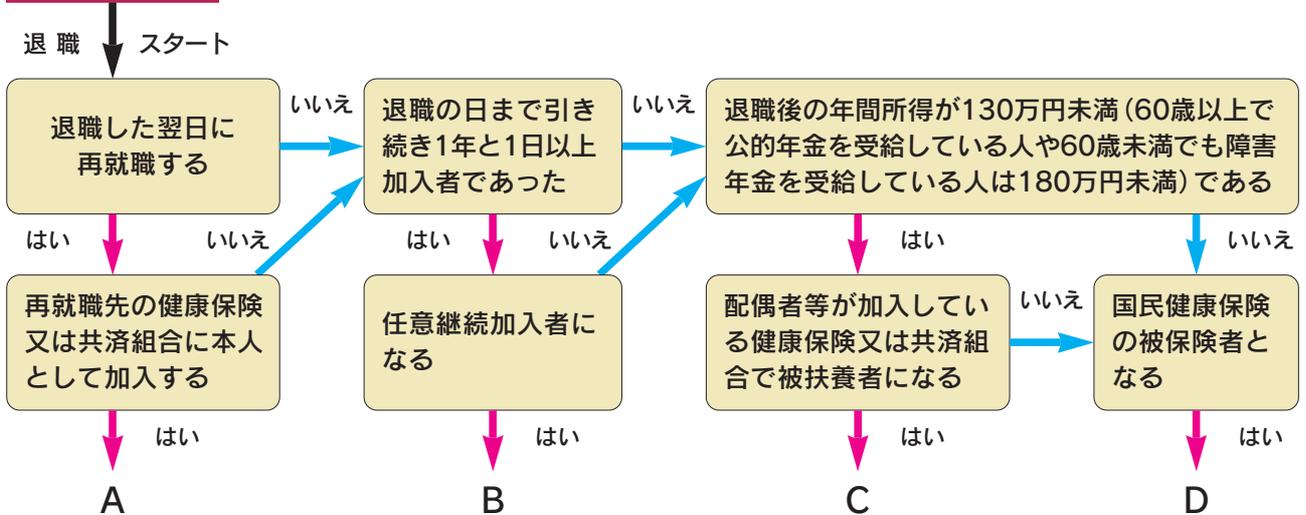
共済定期保険の配当金の受取口座に変更があるときは

濟事務担当者に提出してください。

- ・新規加入は「貯金加入申込書」
- ・積立金額変更は「積立金額変更申込書」
- ・積立金の復活は「積立中断・復活届書」

*詳しくはパンフレット（3月下旬送付）をご覧ください。

短期給付



- A** 退職後に再就職し、他の健康保険(国民健康保険を除く)又は共済組合に本人として加入する場合
新しく加入する健康保険又は共済組合で所定の手続きをしてください。
- B** 任意継続加入者になる場合
12ページ「ご存知ですか?任意継続加入者制度」をご覧ください。
- C** 他の健康保険組合(国民健康保険を除く)又は共済組合で被扶養者になる場合
被扶養者となるための要件及び手続き等は、新しく加入する健康保険制度に確認してください。
- D** 国民健康保険の被保険者となる場合
退職後14日以内に、市区町村の窓口で国民健康保険の加入手続きを行ってください。なお、加入手続きの際に資格喪失の証明(資格証明書)が必要な場合は、「資格証明書交付依頼書」を学校等が提出する「資格喪失報告書」に添付して提出してください。

退職時の注意事項

「加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」は必ず退職時に所属している学校等に返納してください

退職時に病院等で受診しているときは、病院等の窓口で資格喪失すること及び上記AからDのいずれかとなる旨を申し出てください。

※資格喪失後に誤って加入者証等を使い、保険診療を受けた場合は、医療費の全額が本人負担となり、保険診療分の医療費を返還していただくことになります。

長期給付加入者記録票の送付

資格を喪失すると、資格喪失の確認通知書とともに「長期給付加入者記録票」を学校等あてに送付します。

長期給付加入者記録票は、将来年金を請求するときに加入者番号や加入期間等の確認資料となりますので、必ず私学共済事務担当者から受け取って大切に保管してください。

なお、70歳以上の人は、すでにみなし退職をしているため長期給付加入者記録票は交付しません。

福祉事業

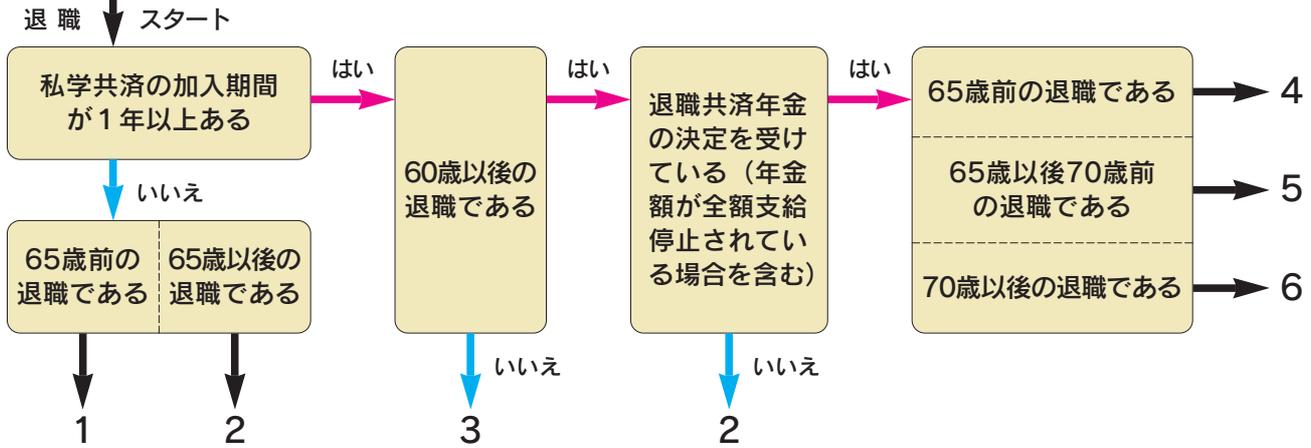
次の福祉事業を利用する加入者が退職したときは、それぞれ脱退・解約等の手続きが必要です。詳しくは、本誌1月号10~11ページをご参照ください。

- ①積立貯金(解約手続き) ②積立共済年金(脱退・給付金請求手続き) ③共済定期保険(脱退手続き)
- ④アイリスプラン(脱退手続き) ⑤加入者貸付(任意償還・即時償還手続き)

退職される皆さんへ

退職時の手続きをお知らせします

長期給付



- 1 65歳になったときに年金請求が必要です。
- 2 年金の請求を速やかに行ってください。
年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると給付が受けられない場合があります。
- 3 昭和28年4月1日以前に生まれた人は、60歳になったときに年金請求が必要です。
(注)昭和28年4月2日以後に生まれた人は、請求年齢が段階的に引き上げられます。
- 4 在職支給の退職共済年金は、60歳までの加入者期間を算定の基礎として年金額を決定しています。60歳から退職時までの加入者期間を追加して年金額を改定しますので、改定請求が必要です。改定請求書は資格喪失確認後、本人に送付します。
※在職支給の退職共済年金が決定されている昭和20年4月2日以後生まれの人は、63歳になる前に退職し、障害の状態にありましたら本事業団へ照会してください。
- 5 65歳から退職時(70歳未満)までの加入者期間を追加して年金額を改定しますので、改定請求が必要です。改定請求書は資格喪失確認後、本人に送付します。
- 6 本人で年金に関する手続きをする必要はありません。
在職中の一部支給停止のある人については、資格喪失確認後に停止を解除し、本人に通知します。

**国民年金の届け出を
忘れずに!**

私学共済の加入者は同時に国民年金の被保険者でもあります。したがって、退職したときに国民年金の届け出が必要になる場合があります。また、被扶養者に認定されている配偶者も届け出が必要となります。この届け出がないと、将来、年金を受給できなくなるおそれがあります。

*国民年金の強制適用は60歳になるまでです。加入者やその被扶養配偶者が60歳以上の場合は、届け出は必要ありません。

必要な届け出 (3月末で退職する場合)

- ①退職後すぐ(1日もあけず)に再就職
 - 加入者本人 ↓ 不要
 - 被扶養配偶者 ↓ 「種別確認届」
- *届出先 ↓ 再就職先の事業所
- ②退職後は無職又は自営業
 - 加入者本人 ↓ 「種別変更届」
 - 被扶養配偶者 ↓ 「種別変更届」
- *届出先 ↓ 市区町村の国民年金担当の窓口



ご存知ですか？

任意継続加入者制度

退職の日まで**引き続き1年と1日以上**(注1)の加入者期間があり、かつ75歳未満の人は、原則**2年を限度**(注2)として任意継続加入者となることができます。

任意継続加入者になると、短期給付(休業給付を除く)と福祉事業(貸付け・貯金などを除く)を利用することができません。なお、長期給付(年金)は継続できません。

(注1) 平成19年4月1日に資格取得し、20年3月31日に退職した場合の加入者期間は1年となりますので、任意継続加入者にはなれません。

「引き続き1年と1日以上」の期間には、過去の任意継続加入期間は含まれません。

(注2) 20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。このため、任意継続加入中に75歳に達する人については、75歳の誕生日の前日までが任意継続加入期間となります。

1. 任意継続加入者になるとき

●退職の日から20日以内に「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を学校等を経由して提出してください。申し出後に健康保険等の被扶養者又は国民健康保

険の被保険者になることによる任意継続の取り下げはできません。任意継続加入者の資格取得月と同月内に就職したことにより、他の健康保険制度に加入した場合や75歳に達した場合は、その月の任意継続掛金は納付することになっています。

●任意継続になる事務処理が終わりましたら、加入者あてに「任意継続加入者証」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。「任意継続加入者のしおり」は事前に必ずお読みください。

●新たに「任意継続加入者証」等が交付されますので、**在職中に使用していた「加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」は必ず返納してください。**

2. 任意継続加入者の掛金

●任意継続加入者は、短期掛金(40歳以上65歳未満の人は介護掛金を含む)を全額自己負担することになります。

●納付方法は毎月納付のほか、半期ごと(4月から9月分・10月から翌年の3月分)や年度末まで(4月から翌年3月)の一括納付があり、一定の割引が受けられます(前納割引制度)。

●掛金は、納付通知書により納付期限までに必ず払い込んでください(口座からの引き落としは行いません)。なお、納付期限までに払い込まない場合、任意継続加入者資格を喪失することがあります。

●20年度の任意継続加入者にかかる標準給与月額の上限額は383,000円となります。

任意継続加入者にかかる掛金率については、本誌4ページに見込みを掲載していますが、まだ確定しておりません。決まり次第、本誌5月号や私学共済事業ホームページでお知らせします。

3. 任意継続加入者でなくなるとき

●任意継続加入者の期間(原則2年)が満了するとき本事業団で自動的に資格喪失の処理を行い、「資格証明書」を「任意継続加入者満了のお知らせ」と一緒に満了する月の上旬に送付します。この証明書は、国民健康保険等に加入する際に使用してください。

●満了前にやめるとき
任意継続加入者証の有効期限前に国民健康保険(医師会国保を含む)に加入、又は健康保険等の被扶養者となるときは、「任意継続加入者資格喪失申出書」により、切り替えたい月の前末日までに申し出てください。

●任意継続加入者の資格を喪失したときは、学校等を経由せずに直接本事業団へ「任意継続加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」を返納してください。

共済事業本部の 郵便番号が変わります

4月1日から共済事業本部の
郵便番号が **113-8441** へと
変更になります。

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

■共済業務に関する電話での一般相談は

受付時間

月曜日から金曜日

(年末年始及び休祝日を除く)

9:00~17:15

共済業務の相談サービス電話番号

広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)
	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)
	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)

電話番号を間違えないようにお願いします。

任意継続加入者の方へ —ご注意ください

■氏名や住所が変わったときは、『任意継続加入者異動届書』の提出を忘れずに！

結婚などにより氏名が変更になったときや、引っ越しをして住所が変わったときは、私学事業団に「任意継続加入者異動届書」を提出してください。

「任意継続加入者異動届書」の用紙は、「任意継続加入者のしおり」に同封しています。また、私学共済事業ホームページの「様式用紙等のダウンロード」コーナーからダウンロードすることもできます。

※結婚などで氏名変更を届け出る場合は、給付金の送金口座名義も必ず変更してください。

■任意継続掛金の納期限にご注意を！

3月上旬に、任意継続加入者の方へ20年度分の「任意継続掛金納付通知書」を送付します。納期限をご確認のうえ、期限日までに納めてください。

カナダとの社会保障協定が 3月に発効しました

日本とカナダ両国の年金制度への二重加入防止と両国の年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が平成20年3月1日に発効しました。

※社会保障協定の内容については、社会保障庁の社会保障協定ホームページをご参照ください。

(<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>)

なお、手続きについては直接私学事業団にお問い合わせください。

共済運営委員会の開催

- 平成19年12月18日に第40回、平成20年2月7日に第41回共済運営委員会が開催され、次の事項について審議・報告が行われ承されました。
- ◆第40回共済運営委員会
 - 1 審議事項
 - 政府管掌健康保険への財政支援について
 - ◆第41回共済運営委員会
 - 1 審議事項
 - ①共済運営委員会会長及び副会長の選出について
 - ②共済運営委員会小委員会設置要領の一部改正及び委員の選出について
 - ・福祉事業小委員会
 - ・業績評価小委員会
 - ③平成20年度における短期掛金率(案)について
 - ・短期給付分
 - ・介護分
 - 2 報告事項
 - ①平成20年度私学共済事業に係る事業費補助金等について
 - ②宿泊施設経営改善委員会からの報告書について
 - ③海外保養施設の廃止について
 - ④私立学校教職員共済制度に係る関係法令等の改定等について
 - ⑤廃止宿泊施設等(全国12物件)に係る売却結果について



Gemini ふたご座 風の星座
(5/22~6/21)

運気は残念ながら下降きみ。仕事でもイマイチ身が入らず、ただだらしてしまうかも。気がかりな問題は早めに処理する事を心がけよう。レジャー運は吉なので、天気の良い日にドライブに行くなど気分転換をうまくはかろう。